

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成19年11月13日

鳥取県知事 平 井 伸 治

**鳥取県条例第79号**

鳥取県建築基準法施行条例の一部を改正する条例

鳥取県建築基準法施行条例（昭和47年鳥取県条例第43号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改正後		改正前	
別表第3（第13条関係）		別表第3（第13条関係）	
事務	金額	事務	金額
略		略	
28 法第68条の <u>5の3第2項</u> の規定に基づ く許可	1件につき 160,000円	28 法第68条の <u>5の2第2項</u> の規定に基づ く許可	1件につき 160,000円
29 法第68条の <u>5の5第1項</u> 又は第2項の 規定に基づく 認定	1件につき 27,000円	29 法第68条の <u>5の4第1項</u> 又は第2項の 規定に基づく 認定	1件につき 27,000円
30 法第68条の <u>5の6第1項</u> の規定に基づ く認定	1件につき 27,000円	30 法第68条の <u>5の5第1項</u> の規定に基づ く認定	1件につき 27,000円
略		略	
備考 略		備考 略	

附 則

この条例は、公布の日から施行する。